

## 第45期[2012年度]事業計画

### 1. 事業計画

公益法人制度改革関連法が平成20年12月1日に施行がされ、平成25年11月30日までの間に新法人(一般財団法人)への移行を行わなければなりません。また、新法人移行と同時に保険業法が全面適用となり、共済事業の継続は困難となっておりましたが、平成23年5月13日に施行されました、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」により、一定の要件を満たし、「認可特定保険業者」の認可を受けることで、共済事業(保険事業)の継続は可能となったことから、「認可特定保険業者」と「一般財団法人」の認可取得に向けて準備を進めているところです。

#### (1) 共済事業と施設事業について

共済事業の継続については、「認可特定保険業者」の認可取得が絶対条件であり、認可取得ためには「保険計理人の関与」が条件であることから、保険計理人の資格を持つ「合同会社エース・ブレイン」と業務委託契約を締結し、準備を進めているところであります。

また、「認可特定保険業者」の認可取得には、健全な運営ができる共済商品(保険商品)が認可基準となることから、新法人移行時まで健全な運営が見込まれない共済商品(保険商品)については、取り扱いを終了させて頂かなければならないことから、加入会員(団体)の皆様のご理解を深めていきます。

施設事業につきましては、山王ハイツにおいては家賃等を考慮した結果、満室状態になっていましたが、本年4月に1室が退去したことから、入居対策を講じていくこととします。

また、ホテル事業につきましては、盛岡市内に新規オープンが相次いだことから宿泊客が減少していましたが、宿泊料金の値下げ及び駐車場が完備されているなど、他ホテルとの優位な点を前面に出したことから、徐々に回復傾向にあります。

なお、サンハピネスにつきましては、居室20室が満室となっております。

#### (2) 公益福祉事業の展開

平成15年6月1日より医療共済加入者とその家族の皆様を対象に、24時間電話健康相談として「ハピネス健康相談室」を開設し、会員の皆様の健康相談に応じる体制を確立してきました。

しかしながら、会員の皆様の利用率はいまひとつという状況にあり、会員の皆様のご意見を聞く中から、公益法人制度改革関連法による新法人移行とあわせて、今後のあり方について検討していきます。

さらに、弊会の公益事業として位置づけられる、岩手県生活問題研究会においては環境問題の先覚者であり、公益法人制度改革に伴う公益目的支出計画においても重要な事業となります。今後も研究会の自主的運営を保障しつつ、ますます深刻になる環境問題を地方・地域から警鐘を発信して頂くという観点から、新会員の拡大・横への広がりを求め、これまで以上に社会への影響拡大を求めていきます。